

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

手続名	: 廃油処理事業者、自家用廃油処理施設設置者の氏名の変更等の届出
手続根拠	: 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第28条、31条
手続対象者	: 廃油処理事業者、自家用廃油処理施設設置者
提出時期	: ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所に変更があったとき ・相続又は合併により廃油処理事業者又は自家用廃油処理施設設置者の地位を承継したとき
提出方法	: 氏名等変更届出書又は地位承継届出書を作成し、地方運輸局総務部総務課、神戸海運監理部総務課又は沖縄総合事務局運輸部海運第一課に提出してください。
手数料	: なし
添付書類・部数	: 氏名変更: なし 相続: 被相続人との続柄を証する書類 合併: 登記簿謄本
申請書様式	: 氏名等変更届出書又は地位承継届出書
記載要領・記載例	: 記載事項は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第20条、第22条、第23条参照。 詳細は提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 国土交通省港湾局環境・技術課 03 - 5253 - 8111 内線46653
北海道運輸局(小樽)総務部総務課	0134 - 23 - 4211
東北運輸局総務部総務課	022 - 299 - 8851
新潟運輸局総務部総務課	025 - 244 - 6111
関東運輸局総務部総務課	045 - 211 - 7204
中部運輸局総務部総務課	052 - 952 - 8002
近畿運輸局総務部総務課	06 - 6949 - 6404
神戸海運監理部総務課	078 - 321 - 3141
中国運輸局総務部総務課	082 - 228 - 3434
四国運輸局総務部総務課	087 - 825 - 1171
九州運輸局(北九州)総務部総務課	093 - 332 - 8081
沖縄総合事務局運輸部海運第一課	098 - 866 - 0064

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先に同じ

3 . 手續情報

審査基準 : -

標準処理期間 : -

不服申立方法 : -